

令和元年12月定例会 提出予定議案の概要

議案番号	件名	概要															
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	高浜小学校等整備事業において、新たに地中埋設物が出現したことに伴う一般会計補正予算(第4回)について、議会の承認を求めることとする。															
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	人権擁護委員 <sup>かとうみえ子</sup> 氏が令和2年3月31日で任期満了となるので、再度推薦するため、議会の意見を求めることとする。 委員の定数 5人 委員の任期 3年 加藤美枝子(71歳)再任															
議案第77号	高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について	近年の物価変動等を総合的に考慮し、使用料及び手数料を改定することとするほか、土地の一時使用等について新たに金額を定めることとする。															
議案第78号	高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	高浜市三高駅西駐車場の1台月額当たりの定期駐車料金を改定することとする。 <table border="1" data-bbox="746 1025 1378 1249"> <thead> <tr> <th></th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全日</td> <td>6,400円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>4,200円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>3,200円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		改定後	改定前	全日	6,400円	6,000円	昼間	4,200円	4,000円	夜間	3,200円	3,000円			
	改定後	改定前															
全日	6,400円	6,000円															
昼間	4,200円	4,000円															
夜間	3,200円	3,000円															
議案第79号	高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	臨時多量廃棄物、粗大ごみ及びし尿の1回(1個)当たりの処理手数料を改定することとする。 <table border="1" data-bbox="724 1402 1449 1787"> <thead> <tr> <th></th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時多量廃棄物・粗大ごみ</td> <td>1,040円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>し尿・10人以下(1人当たり)</td> <td>410円 1人増310円</td> <td>400円 1人増300円</td> </tr> <tr> <td>し尿・11人以上</td> <td>50ℓまで410円</td> <td>50ℓまで400円</td> </tr> <tr> <td>仮設便所加算額</td> <td>1,040円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		改定後	改定前	臨時多量廃棄物・粗大ごみ	1,040円	1,000円	し尿・10人以下(1人当たり)	410円 1人増310円	400円 1人増300円	し尿・11人以上	50ℓまで410円	50ℓまで400円	仮設便所加算額	1,040円	1,000円
	改定後	改定前															
臨時多量廃棄物・粗大ごみ	1,040円	1,000円															
し尿・10人以下(1人当たり)	410円 1人増310円	400円 1人増300円															
し尿・11人以上	50ℓまで410円	50ℓまで400円															
仮設便所加算額	1,040円	1,000円															
議案第80号	高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について	農業委員会内の区域内の農地面積の減少に伴い、農地利用最適化推進委員の定数を3人から2人に変更することとする。															

議案第81号	高浜市水道事業の設置に関する条例の一部改正について	給水人口を、従来の49,000人から52,000人に改めることとする。												
議案第82号	高浜市都市公園条例の一部改正について	公園施設の設置及び管理に関する使用料を730円から760円に、興行及び催しを行う場合の使用料を3,150円から3,300円に改定することとする。												
議案第83号	高浜市公共下水道条例の一部改正について	指定工事店指定手数料を5,000円から1万円に変更するとともに、責任技術者登録手数料を廃止し、新たに1万円の指定工事店指定更新手数料を設けるほか、条文の整備を行うこととする。												
議案第84号	高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	高浜市議会議員に係る期末手当の支給割合を改定することとする。 <table border="1" data-bbox="758 801 1433 1182"> <thead> <tr> <th></th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度 12月期</td> <td>100分の 172.5</td> <td>100分の 167.5</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 6月期</td> <td>100分の 170</td> <td>100分の 167.5</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 12月期</td> <td>100分の 170</td> <td>100分の 172.5</td> </tr> </tbody> </table>		改定後	改定前	令和元年度 12月期	100分の 172.5	100分の 167.5	令和2年度 6月期	100分の 170	100分の 167.5	令和2年度 12月期	100分の 170	100分の 172.5
	改定後	改定前												
令和元年度 12月期	100分の 172.5	100分の 167.5												
令和2年度 6月期	100分の 170	100分の 167.5												
令和2年度 12月期	100分の 170	100分の 172.5												
議案第85号	高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	常勤特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改定することとする。 <table border="1" data-bbox="762 1330 1437 1711"> <thead> <tr> <th></th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度 12月期</td> <td>100分の 172.5</td> <td>100分の 167.5</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 6月期</td> <td>100分の 170</td> <td>100分の 167.5</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 12月期</td> <td>100分の 170</td> <td>100分の 172.5</td> </tr> </tbody> </table>		改定後	改定前	令和元年度 12月期	100分の 172.5	100分の 167.5	令和2年度 6月期	100分の 170	100分の 167.5	令和2年度 12月期	100分の 170	100分の 172.5
	改定後	改定前												
令和元年度 12月期	100分の 172.5	100分の 167.5												
令和2年度 6月期	100分の 170	100分の 167.5												
令和2年度 12月期	100分の 170	100分の 172.5												
議案第86号	高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> <li>高浜市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条・第2条関係）</li> <li>今年度の人事院勧告に基づき、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を改定することとする。</li> </ul>												

	改定後	改定前
令和元年度 12月期	100分の 97.5	100分の 92.5
令和2年度 6月期	100分の 95	100分の 92.5
令和2年度 12月期	100分の 95	100分の 97.5

- ・今年度の人事院勧告に基づき、職員の給料月額を改定することとする（令和元年度適用）。
- ・住居手当の支給対象となる家賃額の下限を1万6,000円（現行：1万2,000円）に引き上げるとともに、住居手当の額の上限を2万8,000円（現行：2万7,000円）に引き上げることとする（令和2年度適用）。
- ・高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第3条関係）
- ・会計年度任用職員の給料月額を改定することとする（令和2年度適用）。
- ・高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条関係）
- ・特定任期付職員について、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を100分の170に改定するとともに、給料月額を改定することとする（令和2年度適用）。

議案第87号	高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の償還に関する規定を整備することとする。
議案第88号	高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例及び高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について	老人憩の家の利用実態を考慮し、利用対象者を市内に居住する老人とするとともに、吉浜ふれあいプラザについて、市長の許可を受けて利用する施設に、交流スペース4を加えることとする。
議案第89号	高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について	大山会館を廃止するため、高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例を廃止することとする。

